中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 2月24日

独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構中日本高速道路株式会社

【目次】

1		高	速道	į	烙利便	增过		業																		
	1				2 条第				引に	規定	定す	る	高	速道	路	利便	増達	進事	業	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •		1
	2		法第	与 2	2 条第	4 I	頁第	2 두	号に	規瓦	定す	-る	高	束道	路	利便	増達	進事	業							
	(1)	<u> Z</u>	平日夜	間割	訓引	•	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •		2
	(2)	<u> Z</u>	平日深	夜割	訓引	•	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •		2
	(,	_	木日昼																	• • • •				3
	(通勤割																					4
	(5)	-	一般国	道 1	号	(₹	5湘	バー	11	パス) {	等に	:お	ける	深	友割	引	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •		6
	(6)	-	一般国	道 1	号	(₹	5湘	バー	11	パス) {	等に	お	ける	通勤	协割	引	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •		6
	(7)	-	一般国	道 1	号	(亲	斤湘	南ノ	バイ	/ /(ス	ا (お	ける	早草	月夜	間割	到引	• •	• • • •	• • •	• • •		8
	(8)	Ė	首都圏	中步	更9	絡自]動	車道	道 (八	王	子シ	゚゙ヤ゙	ンク	シ									
					あきる																	• • • •				8
	(9)	Ė	首都圏	中步	重9	絡自	ョ動	車道	道・	高	速	自動]車[国道	連絡	売利	用割	別引	• •	• • • •	• • •	• • •		9
	(1	0)	-	首都圏						_ `			-												
				ř	每老名	南1	イン	タ-	-チ	エン	ノシ	゙ま	で	ا (お	ける	割	31	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	1	0
	(1	1)		首都圏																					
					あきる																					
					恵那山																					
					一般国												• • •	• • •	•••	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	1	2
	(1	4)	-	一般国	道 4	17	5 두	를 (東海	每環	狀				•										
				-	高速自											• • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	1	3
	(1	5)	-	高速自				-																	
					東京イ																					
					高速自																					
	-		_		高速自																		•	• • •	1	4
	(1	8)		一般国																					
				E	ETC	特別	川割	引	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•••	•••	• • • •	• • •	•••	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	1	4
_			\- - \-		15 /32 / I	alest -	~ ÷	~ \-	15 ±1.7	1																_
2		局	速道	ij	烙貸付	* 料 0)額	の派	或額	•	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	•••	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	1	5
_			6 Л 🖍		: L I — Z	. Ank		7 14	/I4 1 ± ± ±	/=E ਤ	z kz														4	_
3			股乞	<u>,</u>	計に承	A L A L	これ	፞෮∜	幾 愽	頂水	労	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	•••	•••	• • •	• • • •	• • • •	•••	• • •	1	5
4		±ι	#		13																	• • • •			1	_
4		āΤ	画其	jالز		•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	• • •	• • •	• • •	• • • •	•••	•••	• • •	• • • •	••••	•••	• • •	ı	О
5		÷	施亿	k-4	訓 .	• • •			• • •	• • •								• • •	• • •			• • • •	• • •		1	7
ر		天	加四人	ł A	ייו		•		- • •	. • •	- • •	- • •	. • •	•••		- • • ·	• •	- • •		- • •		• •		- • •	ı	/
6		協	定在)2	变更		•••	• • •	• • •	• • •	• • •			• • •	• • •	• • •		• • •		• • •				• • •	1	7

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)及び中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号。以下「法」という。)第7条第2項に基づき共同して作成し、平成20年10月7日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第7条第8項に基づき変更する計画(以下「計画」という。)である。

1 高速道路利便增進事業

1 法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1) 事業の内容

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路(以下単に「高速道路」という。)のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で、専らETC通行車(道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。)の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで間に供用されるものの整備に関する事業(修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む)であって、(2)に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの(以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。)。

(2)整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み (約5 km)に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね200箇所を整備し、会社においては別紙-1に記載する高速道路を対象に66箇所を整備する。

(3)事業の手続き

概ね以下の手続きで進める。

都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。

高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。

地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に 係る実施計画書を提出。 会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、 国がこれに同意。

連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

2 法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

(1)平日夜間割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

割引率

30%

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、別紙-5のうちC、D又はEに掲げる高速道路(一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)にあっては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成30年3月31日までとする。)

(2)平日深夜割引

割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に別紙-2又は別紙-5に掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

5 0 %

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、別紙-5のうちC、D又はEに掲げる高速道路(一般国道158号(中部縦貫自動車道(安

房峠道路)) を除く。) にあっては平成21年3月30日から平成30年3月31日までとし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路)) にあっては平成22年4月1日から平成30年3月31日までとする。)

(3)休日昼間割引

割引をする自動車

(イ)対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間(別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙 - 5 のうち A に掲げる高速道路のうち、100キロメートル以内の区間を通行し(別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。) かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる均一制を適用する区間、一般国道1号(西湘バイパス)一般国道138号(東富士五湖道路)一般国道271号(小田原厚木道路)又は一般国道139号(西富士道路)を含む場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道16号(八王子バイパス) を、高速自動車国道第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は 厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道 1 6 号 (八王子バイパス)を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道138号(東富士五湖道路)を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと一般国道138号(東富士五湖道路)の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道 1 5 8 号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(口)均一制を適用する区間

別紙 - 3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号(西湘バイパス)、一般国道138号(東富士五湖道路)又は一般国道271号(小田原厚木道路)を含む場合。

一般国道1号(西湘バイパス)と一般国道1号(箱根新道)を、一般国道1号(西湘バイパス)の箱根ロインターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道271号(小田原厚木道路)と一般国道16号(八王子バイパス)を、一般国道271号(小田原厚木道路)の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

割引率

5 0 %

ただし、別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間の通行に係る料金を除いた料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。(ただし、別紙-5のうちDに掲げる高速道路(一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を除く。)にあっては平成21年3月28日から平成30年3月31日までとし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成30年3月31日までとする。)

(4)通勤割引(距離制限緩和)

割引をする自動車

(イ)対距離制を適用する区間等

対距離制を適用する区間(別紙 - 2 に掲げる高速道路のうち別紙 - 3 に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。)又は別紙 - 5 のうち A に掲げる高速道路を通行し(別紙 - 4 に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。) かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道

路株式会社が実施する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、 当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後 5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙-3に掲げる均一制を適用する区間、一般国道1号(西湘バイパス)一般国道138号(東富士五湖道路)一般国道271号(小田原厚木道路)又は一般国道139号(西富士道路)を含む場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道16号(八王子バイパス) を、高速自動車国道第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は 厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道16号(八王子バイパス)を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道138号(東富士五湖道路)を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと一般国道138号(東富士五湖道路)の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(口)均一制を適用する区間等

別紙 - 3のうちAに掲げる均一制を適用する区間又は別紙 - 5のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社が適用する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、 当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後 5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。 なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号(西湘バイパス) 一般国道138号(東富士五湖道路)又は一般国道271号(小田原厚木道路)を含む場合。

一般国道1号(西湘バイパス)と一般国道1号(箱根新道)を、一般国道1号(西湘バイパス)の箱根ロインターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道271号(小田原厚木道路)と一般国道16号(八王子バイパス)を、一般国道271号(小田原厚木道路)の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

割引率

50%。

ただし、当該通行が100キロメートル(別紙-4に掲げる区間を通行する場合には当該区間の利用距離を除く。)を超える場合は、100キロメートルの通行に係る料金に対して割引を適用する。

適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日まで。(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成24年4月12日までとする。)

(5)一般国道1号(西湘バイパス)等における深夜割引

割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に別紙-5のうちD又はEに掲げる高速道路を通行するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成21年3月28日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成30年3月31日までとする。)

(6)一般国道1号(西湘バイパス)等における通勤割引

割引をする自動車

別紙 - 5 のうち D に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

ただし、上記の自動車が本割引(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路 株式会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受け た一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、下表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、別紙 - 2 に掲げる高速道路の区間、一般国道 1号(西湘バイパス)、一般国道 138号(東富士五湖道路)、一般国道 271号(小田原厚木道路)又は一般国道 139号(西富士道路)を含む場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道16号(八王子バイパス) を、高速自動車国道第一東海自動車道の厚木インターチェンジ又は横浜 町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と一般国道16号(八王子バイパス)を、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道第一東海自動車道と一般国道138号(東富士五湖道路)を、高速自動車国道第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと一般国道138号(東富士五湖道路)の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道東海北陸自動車道と一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

高速自動車国道中央自動車道長野線と一般国道 1 5 8 号 (中部縦貫自動車道(安房峠道路))を、高速自動車国道中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道1号(西湘バイパス)と一般国道1号(箱根新道)を、一般国道1号(西湘バイパス)の箱根ロインターチェンジを経由し連続して通行する場合。

一般国道271号(小田原厚木道路)と一般国道16号(八王子バイパス)を、一般国道271号(小田原厚木道路)の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

割引率

5 0 %

適用する期間

平成21年3月28日から平成30年3月31日まで。(ただし、一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))にあっては平成22年4月1日から平成30年3月31日までとする。)

(7)一般国道1号(新湘南バイパス)における早朝夜間割引

割引をする自動車

一般国道1号(新湘南バイパス)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

割引率

50%

適用する期間

平成21年3月28日から平成30年3月31日まで。

(8)首都圏中央連絡自動車道(八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジ まで)における割引

割引をする自動車

に定めるAインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ、BインターチェンジとFインターチェンジ、CインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジ又はEインターチェンジとFインターチェンジ若しくはGインターチェンジの各インターチェンジ相互間を通行するETC車。

割引額

に定める各インターチェンジ相互間の割引額は次表のとおり。

		割引	額(単位:	円)	
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A インターチェンジと F インターチェンジ若 しくは G インターチェ ンジ又は B インターチェンジと F インターチェンジの各インターチェンジ相互間	4 0 0	5 0 0	600	8 0 0	1,400
C インターチェンジと F インターチェンジの 各インターチェンジ相 互間	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
Dインターチェンジと Fインターチェンジの インターチェンジ相互 間	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	4 0 0
Dインターチェンジと Gインターチェンジ相 各インターチェンジ相 互間	1 0 0	150	150	200	400

E インターチェンジと F インターチェンジの インターチェンジ相互 間	3 0 0	3 0 0	5 0 0	6 5 0	1,150
E インターチェンジと G インターチェンジの 各インターチェンジ相 互間	3 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0	1,150

適用する期間

平成21年4月1日から平成21年5月12日まで。

対象インターチェンジ

Aインターチ	東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道
ェンジ	新潟線の練馬インターチェンジから川越インターチェンジまでの
	間の各インターチェンジ並びに一般国道468号(首都圏中央連絡
	自動車道) の坂戸インターチェンジ及び川島インターチェンジ。
Bインターチ	東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道
ェンジ	新潟線の鶴ヶ島インターチェンジから前橋インターチェンジまで
	の間の各インターチェンジ、高速自動車国道北関東自動車道の前橋
	南インターチェンジから伊勢崎インターチェンジまでの間の各イ
	ンターチェンジ及び高速自動車国道関越自動車道上越線の藤岡イ
	ンターチェンジ。
Cインターチ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の八王子西インター
ェンジ	チェンジから入間インターチェンジまでの間の各インターチェン
	ジ。
Dインターチ	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央
ェンジ	連絡自動車道)の狭山日高インターチェンジ。
Eインターチ	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央
ェンジ	連絡自動車道)の圏央鶴ヶ島インターチェンジ。
Fインターチ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェン
ェンジ	ジ。
Gインターチ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェン
ェンジ	ジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高
	速自動車国道中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから甲
	府昭和インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(9)首都圏中央連絡自動車道・高速自動車国道連続利用割引

割引をする自動車

に定める A インターチェンジと B インターチェンジ又は C インターチェンジ 相互間を通行する E T C 車。

割引額

に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間については150円、AインターチェンジとCインターチェンジ相互間については300円。 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象インターチェンジ

Aインターチ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名
ェンジ	市門沢橋まで) 一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (海
	老名市中新田からあきる野市まで)又は東日本高速道路株式会社が
	管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市
	から久喜市まで)の各インターチェンジ。
Bインターチ	高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木
ェンジ	インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道
	第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ、高速自
	動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから
	相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東日本高
	速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
	の川口インターチェンジから久喜インターチェンジまでの間の各イ
	ンターチェンジ又は東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車
	国道関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インタ
	ーチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチ	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェン
ェンジ	ジ。

(10)首都圏中央連絡自動車道(西久保ジャンクションから海老名南インターチェンジ まで)における割引

割引をする自動車 ETC車。

割引額

割引額は、次表のとおりとする。

出 引 無 は に が れ ひ こ ひ う こ う し 。						
区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	
西久保ジャンク						
ションと海老名	5 0	100	100	150	2 5 0	
南インターチェ	5 0	100	100	150	250	
ンジ相互間						
寒川南インター						
チェンジと海老					5 0	
名南インターチ	-	-	-	-	5 0	
ェンジ相互間						

適用する期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日まで。

(11)首都圏中央連絡自動車道(海老名北インターチェンジからあきる野インターチェンジまで)における割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率等

2以上の高速自動車国道と接続する区間として、 に定める各区間の割引額に ついては次表のとおりとする。

区間		割引	額(単位:	円)	
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
Α	2 5 0	3 5 0	4 0 0	5 5 0	9 5 0
В	600	7 5 0	900	1,250	1,950
С	7 0 0	8 0 0	900	1,400	1,950
D	4 0 0	5 0 0	6 0 0	8 0 0	1,400
E	600	7 5 0	8 5 0	1,250	1,850

(口)料金調整

ただし、上表に定めるAからEまでの各区間の割引適用後の料金が、 の表中のa若しくはcに掲げるインターチェンジ又はa若しくはcに掲げる区間のいずれかのインターチェンジで本割引適用時に利用したインターチェンジとbに掲げる区間のいずれかのインターチェンジ間の料金を下回る場合は、後者の料金を前者の料金と同額にする。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象区間

下表の a に掲げるインターチェンジ又は a に掲げる区間のいずれかのインターチェンジと c に掲げるインターチェンジ又は c に掲げる区間のいずれかのインターチェンジ相互間。

	a	b	С
A	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の海老名北インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央 連絡自動車道)(海老名市中新 田からあきる野市まで)の圏央 厚木インターチェンジから八 王子南インターチェンジまで の区間	一般国道468号(首都圏中 央連絡自動車道)(海老名市)の 新田からあきる野市までら がでいる。 八王子ジャンクションが管理 日本高速道路468号(首都 圏中央連絡自動車道)の圏央 鶴ヶ島インターチェンジまで の区間
В	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の海老名北インターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央 連絡自動車道)(海老名市田 田からあきる野市まで)の圏 厚木インターチェンジから管理 日本高速道路株式会社が管理 する一般国道468号(首都圏 中央連絡自動車道)の圏央鶴ヶ 島インターチェンジまでの区 間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間

С	一般国道468号(首都 圏中央連絡自動車道)(海 老名市中新田からあきる 野市まで)の海老名北イ ンターチェンジ	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の菖蒲白岡インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の久喜白岡ジャンクション
D	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海 老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	一般国道468号(首都圏中央 連絡自動車道)(海老名市の八 田からあきる野市まで)のハトラーチェンジから 子西インターチェンジが管理 日本高速道路株式会社が管理 する一般国道468号(首都圏 中央連絡自動車道)の圏央鶴ヶ 島インターチェンジまでの区 間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の鶴ヶ島ジャンクションから菖蒲白岡インターチェンジまでの区間
Е	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)の圏央厚木インターチェンジから八王子ジャンクションまでの区間	一般国道468号(首都圏中央 連絡自動車道)(海老名市中新 田からあきる野市まで)の八王 子西インターチェンジから東 日本高速道路株式会社が管理 する一般国道468号(首都圏 中央連絡自動車道)の菖蒲白岡 インターチェンジまでの区間	東日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の久喜白岡ジャンクション

(12)恵那山特別区間・飛騨特別区間割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率

高速自動車国道中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間又は高速自動車国道東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額について、30%の割引を行う。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

(13)一般国道302号(伊勢湾岸道路)割引

割引をする自動車

ETC車。

割引率

3 0 %

ただし、一般国道302号(伊勢湾岸道路)の料金に適用する。

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

(14) 一般国道475号(東海環状自動車道)・高速自動車国道連続利用割引 割引をする自動車

に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するETC 車。

割引額

150円

適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

対象インターチェンジ

Aインターチ	一般国道475号(東海環状自動車道)の各インターチェンジ。
ェンジ	
Bインターチ	高速自動車国道第一東海自動車道の豊田インターチェンジから
ェンジ	小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自
	動車国道東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃
	インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車
	国道第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジ
	から名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
	並びに高速自動車国道中央自動車道西宮線の土岐インターチェ
	ンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及
	び一宮インターチェンジ。

(15) 高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引 割引をする自動車

午後11時から翌午前0時までの間に高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出するETC車。

割引率

翌日の午前0時から4時までの間に当該インターチェンジを流出した場合に適用される割引率と同じ率。

適用する期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで。

(16) 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線における短区間割引

割引をする自動車

別紙 - 3のうちBに掲げる均一制を適用する区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

割引額

別紙 - 3 のうち B に掲げる均一制を適用する区間の料金の額から、次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸~調布	1 5 0	200	2 5 0	4 5 0	8 5 0
高井戸~稲城	1 0 0	1 5 0	1 5 0	3 5 0	6 5 0
高井戸~国立府中	-	-	-	-	5 0
調布~稲城	3 0 0	3 5 0	4 5 0	7 0 0	1,300
調布~国立府中	1 0 0	1 5 0	200	3 5 0	7 0 0
国立府中~八王子	1 0 0	1 5 0	200	4 0 0	7 5 0

適用する期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで。

(17) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引

割引をする自動車

高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の うち名古屋インターチェンジから高針インターチェンジまでの区間及び名古屋高 速道路名古屋市道高速四谷高針線の3路線を連続して通行するETC車。 割引率

5 0 %

ただし、高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の料金に適用する。

適用する期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで。

(18) 一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路)) におけるETC特別割引 割引をする自動車

一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))を通行するETC車。

割引率

30%

適用する期間

平成22年4月1日から平成30年3月31日まで。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

【百万円】

東日本高速道路株式会社、 中日本高速道路株式会社、 及び西日本高速道路株式会社 に係る高速道路貸付料の額の減額	うち中日本高速道路株式会社に係る額
1,985,218	674,772

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の 軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される	承継額(百万円)			利率	償還期限	利息支払期
機構債務		元本	利息	(%)	慢退别 派	利忠又払期
政府保証に号	97,771	96,954	817	2.10	平成 21 年 3 月 25 日	4月30日
第 166 回道路債券						10月30日
政府保証に号	288,857	280,700	8,157	0.70	平成 25 年 4 月 24 日	2月28日
第 167 回道路債券						8月28日
政府保証に号	83,389	81,324	2,065	0.60	平成 25 年 5 月 23 日	2月28日
第 168 回道路債券						8月28日
政府保証に号	163,111	150,900	12,211	1.50	平成 26 年 4 月 22 日	5月30日
第 177 回道路債券						11月30日
政府保証に号	200,413	183,101	17,312	1.50	平成 27 年 3 月 20 日	5月30日
第 178 回道路債券						11月30日
財政融資資金貸付金借入金	54,328	53,800	528	2.00	平成 21 年 4月 27日	4月30日
11001						10月30日
財政融資資金貸付金借入金	42,849	42,400	449	1.60	平成 21 年 6 月 28 日	4月30日
11003						10月30日

財政融資資金貸付金借入金	32,797	32,027	770	2.10	平成 21 年 12 月 22 日	4月30日
11009						10月30日
財政融資資金貸付金借入金	40,179	39,161	1,018	2.10	平成 22 年 1月 25 日	4月30日
11010						10月30日
財政融資資金貸付金借入金	128,641	125,100	3,541	2.10	平成 22 年 4 月 26 日	6月20日
11013						12月20日
財政融資資金貸付金借入金	89,824	87,300	2,524	1.90	平成 22 年 6 月 28 日	6月20日
12003						12月20日
財政融資資金貸付金借入金	18,146	17,613	533	1.90	平成 22 年 7 月 23 日	6月20日
12004						12月20日
財政融資資金貸付金借入金	261,468	254,335	7,133	1.20	平成 23 年 4 月 22 日	6月20日
13001						12月20日
財政融資資金貸付金借入金	199,542	190,000	9,542	1.50	平成 24 年 4 月 25 日	6月20日
14001						12月20日
財政融資資金貸付金借入金	74 600	68,180	3,506	1.50	平成 24 年 5 月 24 日	6月20日
14002	71,686					12月20日

- (注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。
- (注2)上表の額は単位未満を端数処理している。
- (注3)高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ず る支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、12にあっては平成30年3月31日までとする。

5 実施体制

- (1)機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに 掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2)会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに 行う。
- (3)機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、 金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土 交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえ て、必要に応じて本計画の変更を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条及び高速道 路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条に基づき、協定の変更を行う。

- (1)高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- (2)高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))
- (3)高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(豊科インターチェンジを含む。))
- (4)高速自動車国道第一東海自動車道
- (5)高速自動車国道東海北陸自動車道
- (6)高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
- (7)高速自動車国道中部横断自動車道
- (8)高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))
- (9)高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- (10)高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線
- (11)高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))
- (12)高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線
- (13)高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで((仮称)小浜インターチェンジを含まない。))
- (14)一般国道1号(新湘南バイパス)
- (15)一般国道1号(西湘バイパス)
- (16)一般国道138号(東富士五湖道路)
- (17)一般国道271号(小田原厚木道路)
- (18)一般国道302号(伊勢湾岸道路)
- (19)一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))
- (20)一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)

- ・高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- ・高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))
- ・高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(豊科インターチェンジを含む。))
- ・高速自動車国道第一東海自動車道
- ・高速自動車国道東海北陸自動車道
- · 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
- ・高速自動車国道中部横断自動車道
- ・高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))
- ・高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- ・高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線
- ・高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))
- ・高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線
- ・高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで((仮称)小浜インター チェンジを含まない。))

A	高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線(高針ジャンクションから名古屋西インターチェンジまで)
В	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線(高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまで)

- ・高速自動車国道第一東海自動車道(東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで)
- ・高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(海老名南インターチェンジから厚 木南インターチェンジまで)

А	一般国道302号(伊勢湾岸道路)
	一般国道475号(東海環状自動車道)
В	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)
С	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) 茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで)
D	一般国道1号(西湘バイパス)
	一般国道138号(東富士五湖道路)
	一般国道271号(小田原厚木道路)
	一般国道16号(八王子バイパス)
	一般国道139号(西富士道路)
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))
Е	一般国道1号(新湘南バイパス)

以 上